

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特定動物の飼養又は保管の許可
根拠条例・規則名		動物の愛護及び管理に関する法律
条 項		動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条第 1 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	動物の愛護及び管理に関する法律第 27 条第 1 項、 第 2 項 動物の愛護及び管理に関する法律施行令第 3 条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 13 条の 2 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 17 条 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目第 1 条、 第 2 条
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 1 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 2 日間
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		